

審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根拠条項	第66条第2項において準用する第45条
処分の概要	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法令の定め	
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口 に提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備考	